

省エネ住宅普及促進に係る相談等業務

企画提案審査要領

令和4年2月
岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「省エネ住宅普及促進に係る相談等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき審査を行うものとする。

2 審査方法及び県への報告等

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、下記3に定める審査項目に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員会委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみの場合でも、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (4) 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合（著しく仕様を逸脱している場合など）には、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関しての意見を付すことができる。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、参加者からのプレゼンテーションは省略し、企画提案書等によってのみ審査を行う場合がある。

3 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業目的	事業目的	業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
企画提案 内容等	事業の運営	各事業における確実な実施が見込まれる提案となっているか。	10	40
	省エネ住宅普及促進セミナー	工務店等の省エネ住宅提案の説明力向上に資する内容となっているか。	10	
	省エネ住宅普及促進広報	県民の住宅における省エネ意識の向上に資する内容となっているか。	10	
	その他	関係機関・団体と連携し、県内の省エネ住宅の普及促進が期待できる計画となっているか。	10	
事業の 実性	積算内訳書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。	5	45
	事業実施能力	運営基盤(財政、人材)が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等が適正かつ確実に運営できる計画となっているか。	15	
	専門性などの 特性	業務の実施に当たって知識と経験を有する人員を配置する計画となっているか。	15	
	事業実績	類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または良好な運営が期待できるか。	10	
その他		事業実施に当たって、特に優れた提案や工夫が認められるか。	5	5
合計			100	100

【採点基準】

	5点の項目	10点の項目	15点の項目
非常に優れている	5	10	15
優れている	4	8	12
問題はない(中位点)	3	6	9
やや問題がある(一部修正が必要)	2	4	6
問題がある(大幅な修正が必要)	1	2	3
採用できない	0	0	0